$\overline{}$
傍線
の
部
分
は
改
正
部分
$\overline{}$

第六条 (略)  (航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報)	(特別警報   一項の規定による特別警報   一項の規定による特別を対象を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	(略) (略) (略) (略) (略) (の予報 (では、)のででは、)のででは、(のでは、)のででは、(のでは、)のででは、(のでは、)のででは、(のでは、)のででは、(のでは、)のででは、(のでは、)のででは、(のでは、)のででは、(のでは、)のででは、(のでは、)のででは、(のでは、)のでは、(のでは	改正案
第五条 (略) (航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報)	新設)	(略) (略) (略) (略) (略) (の予報 (であり) (であ	現

(略)		飛行場警報	(略)		飛行場予報	種類
(略)	気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する警報	公共の用に供する飛行場及びその付近を対象とする	(略)	気象、地象、津波、高潮及び波浪の予報	公共の用に供する飛行場及びその付近を対象とする	内容

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第七条 (略)

(警報事項の通知)

り行うものとする。 | 第八条 | 法第十五条第一項の規定による通知は、次に掲げるところによ

| 法第十三条第一項の規定による警報の種類及び通知先

日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関	水警報	洪
消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西	地面現象警報	地面
日本放送協会の機関	沙	
電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び		<b>⊉</b> り
警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本	人山見象警服	人 山
(略)	<u></u>	(略)
協会の機関	浪警報	波
株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送	潮警報	高
消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話	象 警 報	気
通知先	類	種

(略)

=

三 法第十四条の二第一項の規定による警報の種類及び通知先

飛行場予報 飛行場警報 (略) (略) 類 気象、 公共の用に供する飛行場及びその附近を対象とする 気象、 公共の用に供する飛行場及びその附近を対象とする (略) (略) 地象、 地象、津波、 津波、 内 高潮及び波浪に関する警報 高潮及び波浪の予報 容

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第六条 (略)

.

り行うものとする。 第七条 法第十五条第一項の規定による通知は、次に掲げるところによ(警報事項の通知)

| 法第十三条第一項の規定による警報の種類及び通知先

洪	地	3	<b>‡</b>	火		波	高	気	
	面		+ / ֈ, Լ	Ĺ	略				種
水	現		皮	山児象警	)	浪	潮	象	
警	面現象警		女 看	<b>狄</b> <u>乾</u>		警	警	警	類
報	報	ŧ	日暮	報		報	報	報	
電話株式会社及び日本放送協会の機関	都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信	協会の機関	株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送	警察庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話	(略)	関	、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機	海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社	通知先

二 (略)

三 法第十四条の二第一項の規定による警報の種類及び通知先

水防活動用津波警	水防活動用洪水警報	水防活動用高潮警報	水防活動用気象警報	種
波警報	水警報	潮警報	象警報	類
話株式会警察庁、	社の機関	信電話姓	消防庁、	
話株式会社の機関 東日本電信電話株警察庁、消防庁、		代式会社及	国土交通省	通
式国会社		及び西日	`	知
式会社及び西5		口本電信	都道府県、	先
話株式会社の機関東日本電信電話株式会社及び西日本電信電警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、		信電話株式会社及び西日本電信電話株式会	東日本電	

種

類

通

知

先

国土交通省、

都道府県、

東日本電信電話株

四 知 先 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報の種類及び通

ス防治重月治ス嘗幸	水防活動用洪水警報				
社及び西日本電信電話株式会社の機関	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会	通知先			

## (特別警報に係る警報事項の通知)

第九条 法第十五条の二第一項の規定による通知は、 ハ、行うものとする。 次の表の区分に従

り、行きのとする	
種類	通知先
気象特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信
高潮特別警報	電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び
波浪特別警報	日本放送協会の機関
地震動特別警報	日本放送協会の機関
<b>火山見象寺削警报</b>	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東
単皮寺川警長 クレチラギ	日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式
沙 特 另	会社及び日本放送協会の機関
	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社
地面現象特別警報	、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会
	の機関

水防活動用洪水警報水防活動用気象警報 四 水防活動用津波警報 信電話株式会社及び西日本電信電話株式会 警察庁、国土交通省、都道府県、東日本電 式会社及び西日本電信電話株式会社の機関 社の機関

法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報の種類及び通

			n
スパ汁重月	<b>ド方舌边月共ド警</b>	種	知 先
たけて管幸	比と警児	類	
日本電信電話株式会社の機関	都道府県、東日本電信電話株式会社及び西	通知先	

(新設)

第十条 (気象庁以外の者の行うことができる警報)

象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村(十条) 法第二十三条ただし書の政令で定める場合は、津波に関する気 の長が津波警報をする場合とする。

(気象庁以外の者の行うことができる警報)

第八条 津波警報をする場合及び災害により津波に関する気象庁の警報事項をの警報事項を適時に受けることができない辺ずうの地の市町村の長が八条(法第二十三条但書の政令で定める場合は、津波に関する気象庁

場合とする。

適時に受けることができなくなつた地の市町村の長が津波警報をする

第九条

(登録検定機関の登録の有効期間)

(略)

第十一条

(略)

(登録検定機関の登録の有効期間)